	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分基準法人事業税額
	四分の三	二分の一
	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
前項	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分基準法人事業税額
	額の三倍に相当する額	額
	四十億円で	二十億円で
	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額

7　第二項から第五項までの規定は、新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	四分の三	四分の一
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第三項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	額の三倍に相当する額	額
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第四項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	四分の三	四分の一
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第五項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	額の三倍に相当する額	額
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額

附則第五条第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第五条第十四項」を「附則第五条第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を同条第十四項とする。

附則第六条第一項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に、「二十九年新法」を「三十一年新法」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　三十一年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金（三十一年新法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）について適用する。ただし、平成三十一年度に限り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三十二年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付するものとする。

附則第六条第三項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「二十九年新法」を「三十一年新法」に改め、同条第四項中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十三年度及び平成三十四年度」に、「二十九年新法」を「三十一年新法」に改め、同条第五項中「二十九年新法」を「三十一年新法」に改める。

附則第十一条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十九条の二第一項において「二十九年新法」という。）の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（附則第十九条の二第二項において「二十九年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

附則第十四条第一項中「二十九年新法」を「三十一年新法」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に改め、同条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に、「二十九年新法」を「三十一年新法」に改め、同条第三項中「二十九年新法」を「三十一年新法」に、「平成二十九年度」を「平成三十一年度分の附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した自動車税の種別割及び平成三十二年度」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同条第四項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に、「この条及び附則第二十条において「二十九年旧法」を「三十一年旧法」に、「平成二十七年度分及び平成二十八年度分」を「平成三十一年度分まで」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

附則第十七条第二項中「二十九年新法」を「三十一年新法」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に改め、同条に次の一項を加える。

3　三十一年新法第七百三十四条第三項及び附則第八条の二の二第十三項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の都民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の都民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の都民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。